

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合  
住之江工場更新・運営事業

実施方針及び要求水準書(案)に対する質問・意見への回答

平成29年7月7日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

■実施方針に対する意見への回答

No.	ページ	章	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
1	13	2	3	(5)	イ	運営事業者の設立に関する要件	<p>運営事業者(SPC)に対して構成企業全員の出資が義務付けられています。</p> <p>一方で建設企業の役割を建築工事担当とプラント設備工事担当に分割し、それぞれ別企業で実施することが可能であることから、構成企業に建築工事のみを行う企業(以下、建築企業という。)を含むことが想定されます。</p> <p>この場合、プラント設備工事を担当する企業・運営企業・建築企業がSPCへ出資することとなりますが、(ごみ処理施設)運営業務の知見を持たない建築企業がSPC経営に関与することで効率的な経営の妨げになる恐れがあります。</p> <p>以上を踏まえ、建築企業の出資義務は除外いただけますよう、ご検討願います。</p>	実施方針に示したとおりとします。

■要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	編	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	9	1	1	11	(1)	ウ	悪臭	消費電力削減のため、エアカーテンは常時運転ではなくプラントホーム出入口扉が開いている時のみとしてもよろしいでしょうか。	プラントホーム出入口のシャッターが開いている時には、運転することとします。
2	2	2	1	1	(3)	イ	用水	蒸気復水系統の変更に伴い、河川水の取水量を現時点の届出値から変更することは可能でしょうか。	河川管理者との協議により、可能となる場合も考えられます。
3	2	2	1	1	(3)	イ	用水	蒸気復水系統の安定運転・維持管理性向上のため、環境への影響を最小限とすうえで、河川水へ薬品を添加することは可能でしょうか。	河川管理者との協議により、可能となる場合も考えられます。
4	8	2	1	2	(3)		計画ごみ質	既設住之江工場稼働時のごみ質分析データを質問回答時に提示いただくことは可能でしょうか。	既設住之江工場の過去2年間(平成26～27年度)のごみ分析データは別添のとおりです。
5	8	2	1	2	(4)		ごみ搬入日及び搬入時間	許可業者の夜間受入や搬入ごみ状況等を確認するため、現在ごみの搬入を実施している他施設での現地見学会を設定していただくことは可能でしょうか。	可能です。実施方法は、入札公告時に示します。
6	9	2	1	2	(5)		搬入台数	搬入車両台数について、直営と許可業者の内訳、及び時間帯ごとの搬入台数をご教示願います。	入札公告時に示します。
7	14 26	2 2	1 1	3 6	(6) (1)	ウ イ	安全衛生管理 性能保証事項 10「機器騒音」	第2編14頁に「騒音が機側1mにおいて約90デシベルを超えると予想される機器類については、機能上及び保守点検上支障のない限度において、減音対策を施すこと」とあります。 第2編26頁の機器騒音に関する保証条件は、減音対策を施すことで機能上及び保守点検上支障のある機器を除くとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	24 56 65	2 2 2	1 3 3	6 3 4	(1) (6) (3)	イ ウ	性能保証事項3 「炉体、ボイラケーシング外表面温度」 焼却炉 ケーシング表面温度	室温測定を行う場所と表面温度を測定する箇所が離れていると、適正な評価ができない可能性があるため、保証条件は「表面温度 80℃以下」とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
9	26 61	2 2	1 3	6 4	(1) (2)	イ ア (ウ)	性能保証事項 12「燃焼室出口温度」 13「滞留時間」 ボイラ本体 燃焼ガス温度	燃焼室出口温度、滞留時間の保証条件は、第2編61頁に「燃焼室出口 900℃以上(基準ごみ時)」とありますので、基準ごみ以上のごみ質におけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	33	2	1	6	(3) (4)	イ	測定頻度、測定回数	試験方法として測定頻度や測定回数のご指示がありますが、性能試験中に、各試験項目に応じた適切な期間(例えば、排ガスは3回/日×2日間の6回、焼却灰は1回/日×3日間の3回等)で測定を行うものとしてよろしいでしょうか。	予備性能試験及び引渡性能試験については、72時間以上の試験としています。 そのため、排ガスのように3回/日は少なくとも、3回/日×3日間の9回となります。同様に1日あたりの回数を指定しているものは、少なくともそれぞれ3日間実施してください。
11	34	2	1	6	(7)	ア (イ)	緊急作動試験 ②	全停電状態の保持時間は5分程度としてよろしいでしょうか。	契約後の協議により決定するものとします。
12	36	2	1	7	(3)	イ (イ)	プラント工事関係のかし担保期間	本事業はDBO方式であり、機器仕様は20年間の運営期間における維持管理を考慮して決定したいと考えています。 要求水準書に記載のかし担保の対象項目・期間については、参考扱いとし、詳細は実施設計時の協議によるものとさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
13	38	2	2	2	(1)	ア (ウ)	配置計画	「容器包装プラスチック中継施設(詰所を含む)は、更新工事に際して、必要に応じて撤去する」とありますが、一方で、「運営期間中は当該スペースを事業用として使用できない」とあります。 工事用地として使用するため容器包装プラスチック中継施設を撤去することは可能であるが、運営開始後は使用できないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	38	2	2	2	(1)	イ (ア)	車両動線	要求水準書に、搬入車両の洗車設備に関する記載がありませんが、施設内に搬入車両の洗車設備を設ける必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	編	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
15	38 275	2 2	2 4	2 9	(1) (6)	ア (エ) イ ウ	配置計画 門・囲障更新工事	第2編38頁に「更新工事に際して、屋外便所、グラウンド防球ネット等については、一旦撤去し、建設業務終了時までには復旧する」とありますが、第2編275頁では「イ 既設グラウンドの防球ネット及びフェンスを更新すること。」「ウ 防球ネットの支柱はコンクリート製とし、高さに・・・倣うものとする。」とあります。本館等の改修工事に影響しない範囲や、健全な支柱等については、既設を活用した上での更新とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
16	39	2	2	2	(2)	ア	計量手続き、荷下ろし作業	荷下ろし作業は搬入者が行うものと考えてよろしいでしょうか。	荷下ろし作業は、基本的に搬入者が行ないませんが、荷下ろし作業に時間を要する場合等は、車両の輻輳を防止する観点からも、それを補助するものとします。
17	42	2	3	1	(6)	イ	地震対策	「これに依らない場合には、火力発電所の耐震設計規程(指針)等に準拠すること」とありますが、炉体鉄骨・ボイラ鉄骨等のプラント機器架台の耐震設計は、『火力発電所の耐震設計規程』の『震度法』を適用するとの理解でよろしいでしょうか。	炉体・ボイラ支持鉄構(炉体・ボイラー附属設備の支持鉄構も含む。)については、『火力発電所の耐震設計規程』に準じ、その高さに応じて震度法、修正震度法または、動的解析法を適用してください。
18	44	2	3	2	(2)	カ	積載台寸法	幅3000mm×10,500mmとのご指示ですが、既設計量機の寸法と同寸法(3000mm×7500mm)とすることで、ピット部の流用が可能となります。運用上支障が無ければ、既設計量機と同寸法としてもよろしいでしょうか。 また、ご指示の寸法とする場合は、ピットレス形式としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
19	45	2	3	2	(4)	ア ク (ウ)	展開検査装置形式構造	形式は「エプロンコンベヤ式」、構造は「車輪等を有し、移動できる構造とすること」とありますが、他施設での運用実績等を踏まえ、形式や移動の可否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
20	49	2	3	2	(6)	ア (シ) A	ごみクレーン本体構造	消費電力を削減する(売電量を増加する)観点から、クレーンガード上の埃対策は、常時稼働する送風機ではなく、点検時にエアブロー等で除去する方法としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
21	53	2	3	3	(2)	ウ	ブリッジ除去装置	ブリッジ除去装置をホップゲートと兼用してもよろしいでしょうか。	可とします。
22	57	2	3	3	(6)	ア (カ) B	焼却炉本体構造	幅広いごみ質に対し、助燃を行わずに900℃2秒の滞留時間を確保するためには燃焼室を長くする必要がありますが、本事業では既設建屋内に焼却炉を収めるために焼却炉の高さに制限があります。そのため、基準ごみに満たないごみ質においては、助燃を行ってもよいものとしていただけないでしょうか。	「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った安定燃焼を行うことし、助燃はやむを得ないと認められる範囲においてのみ行うものとします。
23	58	2	3	3	(6)	イ (エ) B	炉体鉄骨及びケーシング構造	「炉室内の歩廊については、広範囲に敷設し、建築床に接続すること」とありますが、主要通路及び点検箇所等の必要な箇所に歩廊を敷設すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	60	2	3	3	(7)	ア	助燃バーナ	助燃バーナは、炉の立上げ、立下げ時に使用するもので、数量は2基、とのご指示ですが、炉の立上げ、立下げ時や通常運転時に使用できるバーナを、燃焼室に別途設けてもよろしいでしょうか。	可とします。
25	60	2	3	3	(7)	ア	助燃バーナ	操作方式として「着火:自動、遠隔及び現場手動」とのご指示ですが、安全上の観点から着火は現場手動としてもよろしいでしょうか。	可とします。
26	61	2	3	4	(2)	ア (ウ)	ボイラ本体 燃焼ガス温度	「燃焼室出口 900℃以上(基準ごみ時)」であることは性能試験時に確認いたしますが、運用時における燃焼ガス温度管理値は、ダイオキシンガイドラインに基づき「850℃ 2秒以上」と理解してよろしいでしょうか。 なお、燃焼室出口ガス温度を「850℃ 2秒以上」としてもダイオキシン類等の排出基準値は遵守可能であり、化石燃料であるガスを使用するバーナの使用頻度を減少させることができます。	可とします。

No.	ページ	編	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
27	62	2	3	4	(2)	ア (シ) F	ボイラ本体 構造	「ボイラドラム及び下部ヘッダ底部に沈殿するスラッジを排出するために、ボトムブロー弁を設けること」とありますが、ボイラ運転中の下部ヘッダからのブローは、ボイラ水循環を阻害します。ボイラ水循環が不良となると、水管が過熱され、破孔事故にまで至る危険性があります。ボトムブロー弁はボイラドラムのみには設け、下部ヘッダにはドレン弁(手動)を設けるものとしてよろしいでしょうか。 また、「ボトムブロー弁は、漸開弁及び急開弁で構成し電動式等とすること」とありますが、ボイラ形状の特性(ボトムブローの実施頻度)に合わせて、ボトムブロー弁は手動式も可としていただけないでしょうか。	可とします。
28	65	2	3	4	(3)		ボイラ鉄骨及びケーシング	「ケーシングは、ボイラ本体を気密にするため、全周囲を鉄板で囲み、その取付方法は、原則として溶接とする」とありますが、ボイラ水管をメンブレン構造(水管をヒレ材で溶接)とする場合はこれをケーシングとし、ボイラ外装板は通常の保温外装板である角波カラー鉄板(厚さ0.35mm)を使用しよろしいでしょうか。	可とします。ただし、燃焼ガスの漏洩がなく、ケーシング表面温度が要求水準書を遵守できるものとします。
29	65	2	3	4	(4)		高圧蒸気だめ	能力、リスク上の問題が無ければ、非設置または共通系で数量1基としてよろしいでしょうか。	可とします。
	66	2	3	4	(5)		低圧蒸気だめ		
30	68	2	3	4	(9)		始動用空気抽出器	発電効率を向上させるため、蒸気噴霧式ではなく真空ポンプとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
	69	2	3	4	(10)		空気抽出器		
31	68	2	3	4	(9)		始動用空気抽出器	始動用空気抽出器と空気抽出器を兼用してもよろしいでしょうか。	可とします。
	69	2	3	4	(10)		空気抽出器		
32	76	2	3	4	(24)		純水装置 数量	十分な機器容量・耐久性を有することを前提に、機器数量は1基(1系列)とさせていただけないでしょうか。	可とします。
33	78	2	3	4	(24)	エ	純水装置塩酸移送ポンプ	排水処理設備の塩酸移送ポンプと兼用してもよろしいでしょうか。	可とします。
34	82	2	3	4	(27)		取水ゲート	取水ゲート付近の機器更新・改良に伴って、既設堤防や河川部に新たな設備を設置することは可能でしょうか。	河川管理者との協議により、可能となる場合も考えられます。
35	82	2	3	4	(28)		着水槽	着水槽の躯体部は既設流用としてもよろしいでしょうか。	可とします。
36	89	2	3	5	(2)	ア (ア)	ろ過式集じん器	「万一、一部のろ布が破袋した場合も機能を損なうことなく停止し、各室ごとにろ布の取替作業ができるように考慮する。」とありますが、ろ布が破袋した室を閉止し、ガスの流入を防止した場合でも、室内は高温となるため、運転中のろ布取替作業は安全上問題があると考えます。本文は「万一、ろ布が破袋した場合でも、ろ布が破袋した室(1室)を閉止したまま、運転を継続できるようにすること」を要求しているものと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	90	2	3	5	(2)	ア (ア) I	ろ過式集じん器 ろ布種類	性能上の問題が無いことを前提に、ろ布の種類をPTFE以外も可としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
38	91	2	3	5	(2)	ア (ア) M (G)	ろ過式集じん器 構造	「集じん装置内部は複数室設け」とありますが、ろ布破損時に破損部を閉鎖して定格運転が継続できる構造であれば、ろ過式集じん器内部を区分けしない構造としてもよろしいでしょうか。	契約後の協議により決定するものとします。
39	91	2	3	5	(2)	ア (ア) M (I)	ろ過式集じん器 構造	ろ布交換時における捕集灰の飛散防止対策は、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。ただし、周辺の作業環境管理区分に影響がないこととします。
40	91	2	3	5	(2)	ア (ア) M (M)	ろ過式集じん器 構造	ろ過式集じん器の加温装置の設置場所は、吸湿防止を考慮して事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
41	92	2	3	5	(2)	イ (ア) (イ)	反応助剤貯槽 活性炭貯槽	主要機器として集じん装置は機械式との記載がありますが、機械式に比べ払落し機能に優れかつ実績が多い逆洗式としてもよろしいでしょうか。	可とします。

No.	ページ	編	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
42	95	2	3	5	(3)	ア (イ) B	捕集灰貯留タンク容量	「捕集灰の最大発生量に対して、有効容量を約3日分以上を確保すること」とありますが、後段の捕集灰処理装置に予備系を設けることから、本タンクは捕集灰を一時貯留し、発生量の変動を吸収するための容量とすることが適切と考えます。本タンクでの捕集灰の固着を防止し、また、固着防止用ヒータの消費電力を削減する観点から、捕集灰処理物ピットを十分な容量とすることで、本タンクの有効容量は1日分以上としてよろしいでしょうか。	可とします。ただし、焼却炉の運転に影響がないものとします。
43	95	2	3	5	(3)	イ	加熱脱塩装置	複数プラントにおける同形式炉の実績から、捕集飛灰のダイオキシン類基準値が確実に遵守できることが立証できれば、消費電力を削減する(充電量を増加する)点と機器故障によってごみ処理ができなくなるリスクを低減する点から、本装置を省略することは可能でしょうか。	同様の機能を有するものを事業者提案により整備することとします。ただし、設置台数は問いません。
44	101	2	3	5	(4)	ア (カ)	排ガス条件	HCl(800ppm)とSOx(80ppm)の入口濃度は、焼却炉出口の排ガス条件と解釈してよろしいでしょうか。	湿式有害ガス除去装置、ガス洗浄装置入口の排ガス条件です。
45	101	2	3	5	(4)	ア (ク) F	ガス洗浄装置構造	「外部よりノズルの脱着が容易に行える構造とすること」とありますが。冷却部については装置保護の観点から、外部より脱着可能な構造が必要と考えますが、吸収部・減湿部についてはノズル閉塞に対する緊急性が小さく、また吸収・減湿効率を高めるため多点噴霧式のノズルを採用したく、塔内部から脱着する構造を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
46	111	2	3	5	(5)	ア (キ) F	触媒脱硝装置構造	公害防止管理値の確実な遵守及び触媒の維持管理において問題がないことを前提に、窒素酸化物濃度と酸素濃度の測定は、触媒脱硝装置の後段のみとさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
47	115	2	3	6	(1)		余熱利用設備工事仕様概要	「ボイラで発生した蒸気を利用し、本施設内暖房・給湯を行うこと」とありますが、施設内の暖房・給湯を電気式としてもよろしいでしょうか。	可とします。
48	119	2	3	6	(5)	ク	蒸気タービン本体発電機	発電機の力率は「約0.8(遅れ)」とのご指示ですが、より合理的な力率を提案可能ですので、力率は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
49	135	2	3	8	(2)		落じん搬出装置	落じん搬出装置と灰出しコンベヤを兼用してもよろしいでしょうか。	可とします。
50	177	2	3	10			給水設備工事	本項目中に「工水受水槽」との記載が数箇所ありますが、工水受水槽とは第2編273頁の「プラント用水受水槽」を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	182	2	3	11	(1)	エ	電動機操作方式	「各動力負荷は原則としてELB等で地絡保護する」とありますが、関連する複数の負荷を集約して、ELB等で保護を行うものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
52	182	2	3	11	(1)	エ (ア)	電動機出力と電圧	場内の低圧400V級の電圧は、440Vとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
53	191	2	3	11	(4)	ウ	進相コンデンサ盤	「2炉定格運転及び炉停止時の力率を95%以上に調整できる容量とする」とありますが、2炉定格運転時は蒸気タービン発電機より無効電力を供給するものとし、進相コンデンサの容量は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
54	192	2	3	11	(4)	エ	高圧電動機制御盤	低圧インバータを採用する場合は設置不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、参考とします。
55	196	2	3	11	(7)		プラント保安用発電設備	プラント保安用発電機の運用方法(ピークカットとしての使用有無)・機器仕様(常用/非常用)については、運営事業者所掌である契約電力を考慮したうえで、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。ただし、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」における電気需要の平準化等の意義を踏まえた提案とすることとします。

No.	ページ	編	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
56	237	2	3	13	(3)	イ	ごみクレーン操作室窓洗浄装置 見学者用窓洗浄装置	ごみクレーン操作室と見学者室が隣接しているため、窓洗浄装置は、ごみクレーン操作室用と見学者室用を兼用としてもよろしいでしょうか。	可とします。
57	242	2	3	13	(9)	イ	プラットホーム清掃用床洗浄装置	プラットホームの清掃は、運営事業者にて実施するため、搭乗式床洗浄装置は、(必要に応じて)としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
58	253	2	3	13	(17)	エ	焼却設備立体断面模型	本機器の設置の有無も含めて、見学者向け説明用調度品は、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
59	265	2	4	1	(1)	タ	全体計画	「タ 居室からの避難経路は二方向避難を原則とし、…安全な構造とすること。」とありますが、建築基準法の2ヶ所以上の直通階段を満足するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	266	2	4	1	(2)	表2-47 ⑬	コンベア施設	「⑬ コンベア施設・外壁を再塗装のうえ、存置する(内部の設備は撤去する)」とありますが、施設運営上支障なければ再塗装は不要とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
61	266	2	4	1	(2)	表2-48 C	高温水配管敷地内撤去	「C 高温水配管・敷地内の高温水配管は撤去する・高温水配管用のトレンチは、浸水時の流入防止対策を講じる」とありますが、第2編-274ページに指示されている「既存植栽はできるだけ残置」との方針に従い、トレンチの浸水対策を適切に行うことを前提に、敷地とグラウンド境界付近での部分撤去とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
62	266	2	4	1	(2)	表2-48 D	栈橋 再塗装 腐食部更新	「D 栈橋・再塗装のうえ、既存利用とする・腐食部分については…改修を行う」とありますが、船からの作業等の大規模な補修は漁協組合等との協議が必要となる可能性があります。そのため、取水口や放水口の点検作業に支障が無ければ、原則として栈橋上部からの工事のみとすることは可能でしょうか。	可とします。ただし、水中部や喫水部においても安全性に問題がないよう、調査・確認するものとします。
63	266	2	4	1	(2)	表2-48 E	地下タンク	「E 地下タンク・撤去する」とありますが、ランプウェイ下部の撤去工事でランプウェイ基礎等への影響も懸念されるため、施設運営上の支障が無ければ残置することは可能でしょうか。	地下タンク本体は、撤去とします。タンク室については、撤去工事でランプウェイ基礎等への影響がある場合には、残置することも可とします。
64	267	2	4	2	(1)	ウ	第三者機関による確認	「(ア)建設事業者により実施した耐震診断・耐震補強案の適合性に関して…第三者機関による確認を受けること」とありますが、実施設計を行った設計事務所とは別の組織が、その適合性を客観的に確認することとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
65	268	2	4	3	(1)	ア	外部工事	「(キ) 外壁の耐蝕鋼板パネルを使用している部分は…目地の打ち替えを行い…」、「(ク) 外壁のタイルを使用している部分は…目地の打ち替えを行うこと。」とありますが、劣化している目地を打ちかえるとの理解でよろしいでしょうか。	シーリング目地は全面打ち替え、モルタル目地はひび割れなど、劣化している箇所については補修することとします。
66	268	2	4	3	(1)	ア (ク)	外部工事	「外壁のタイルを使用している部分は清掃後、目地の打ち替えを行うこと」とありますが、目地の打ち替えとはコーキングの更新と考えてよろしいでしょうか。	No.65の回答のとおりとします。
67	269	2	4	3	(2)	ア	鉄骨の塗装	「ア 露出している鉄骨については、清掃のうえ、再塗装を行う」とありますが、汚損や腐食の進行している範囲の鉄骨について、清掃と再塗装を行うとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には露出部の鉄骨全てを対象としていますので、施工ができない場合を除いて対応可能な範囲については、清掃と再塗装を行ってください。
68	270	2	4	3	(3)	ア	建具の更新	「ア 建具については全て更新することを基本とし、…更新を行う。」とありますが、原則として屋外や腐食環境にある建具は全て更新し、居室エリア等の健全な建具は金物類と塗装の更新で対応することは可能でしょうか。	可とします。 ただし、既存利用する建具については、事前に組合の確認を受けることとします。

No.	ページ	編	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
69	270	2	4	3	(3)	イ	建具の更新	「鉄筋コンクリート部に設置されている建具については、出入口幅が小さくなる物は枠ごと更新し、その他の建具はカバー工法を基本とする。」とありますが、鉄筋コンクリート部に設置されている建具のうち、機能上および法的に有効寸法が確保できない建具については枠ごと更新し、その他はカバー工法を採用するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、カバー工法は基本的な考え方を示したものであるため、その他最適と思われる工法があれば事業者の提案によるものも可とします。
70	271	2	4	4	(5)		増築等の改修工事	「建具類は全て更新することを基本とし、外部建具については全て、耐腐食仕様とすること。」とありますが、原則として屋外部の建具は全て更新し、健全な建具は金物類と塗装の更新で対応することは可能でしょうか。	可とします。 ただし、既存利用する建具については、事前に組合の確認を受けることとします。
71	271	2	4	4	(6)		増築等の改修工事	「鉄骨の再塗装については、・・・に準じる。」とありますが、汚損や腐食の進行している範囲の鉄骨について、清掃と再塗装を行うとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には露出部の鉄骨全てを対象としていますので、施工ができない場合を除いて対応可能な範囲については、清掃と再塗装を行ってください。
72	273	2	4	9	(2)		庭園整備工事	「ア 市民が憩え、自由に利用できる空間を・・・整備する。整備にあたっては、ビオトープの設置を検討するなど自然環境・・・庭園整備とすること。」とありますが、既存庭園内の灌・川を活用することによりビオトープのような水と触れ合う環境を整備することは可能でしょうか。	可とします。
73	273	2	4	7	(2)		タービン冷却設備等改修工事	「建具類は全て更新することを基本とし、外部建具については全て、耐腐食仕様とすること。」とありますが、原則として屋外部の建具は全て更新し、健全な建具は金物類と塗装の更新で対応することは可能でしょうか。	可とします。 ただし、既存利用する建具については、事前に組合の確認を受けることとします。
74	274	2	4	9	(5)		屋外便所工事	「ア 更新工事に際して、グラウンドに隣接する既設屋外便所を一旦撤去し、更新を行うこと。」とありますが、適切な補修と器具の更新を行った上で建屋を流用することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
75	277	2	4	10	(2)	コ	空気調和設備	「空調機器、ファンコイルユニットは国土交通省仕様準拠品とする。」とありますが、施設運営上の問題が無ければ、汎用性の高い一般仕様とすることは可能でしょうか。	可とします。
76	279	2	4	10	(2)	ス	配管	「(ア) 配管材料は、表2-50に示すとおりとし、・・・提案すること。」とありますが、下記の通り変更することは可能でしょうか。 上水(一般)SGP-VB → SGP-VAまたはHIVPに変更 再利用水(一般)SGP-PA → HIVPに変更 排水(一般)D-VA、SGP白 → VPまたはFDPIに変更	可とします。
77	280	2	4	10	(3)	チ	換気設備	「各居室については、冷暖房設備の設置を標準とするため、・・・全熱交換式の換気設備を設置すること。」とありますが、居室部の省エネルギー対策として全熱交換式の換気設備以外の対応とすることは可能でしょうか。	可とします。 ただし、事前に組合の確認を受けることとします。
78	288	2	4	11	(5)	イ(エ)	コンセント設備	「保安用コンセントを事務所、・・・災害時の対応を想定しグラウンドなどにも設置する」とありますが、グラウンド部は浸水対策範囲外であり、浸水時に短絡すると工場棟側へも影響を及ぼす可能性があります。そのため、グラウンド部にはコンセントと設置せず、必要時に工場棟よりコードリール等で給電することは可能でしょうか。	防水機能、適切な保護装置を設けることとし、要求水準書のとおりとします。
79	288	2	4	11	(5)	ア	照明及び照明器具設備	「(ク) 照度は、JIS Z 9110:2010「中間値以上」及び、表2-54・・・決定する。」とありますが、照明用電力を削減するため、見学者ルート以外の照度を下記とすることは可能でしょうか。 事務室750LX → 500LX 電気室、機械室など全般照明100LX程度とし必要個所に局部照明設置	要求水準書のとおりとします。



No.	ページ	編	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
80	289	2	4	11	(12)		電話設備	「ウ 電話機本体電話集合装置配管等の一切の施工を行う。また、光通信及び構内LANケーブルの設置に係る配管配線工事を行う。」とありますが、光回線につきましては空配管と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	290	2	4	11	(14)		中央監視制御設備	「各設備の運転情報をプラント設備工事にて設ける・・・モニタにより集中監視する」とありますが、建築設備の運転状況をプラントの監視装置に取り込むためには特別仕様となる場合があります。機器故障時の対応を迅速に行うため、建築設備はプラント設備に取り込まず、専用の監視装置を中央制御室に設置して対応することは可能でしょうか。	可とします。ただし、プラント設備に係る機器等の運転情報については、プラント工事にて設ける中央制御室オペレーターコンソールのモニタで監視できるようにすることとします。
82	294	2	5	2	(2)	ウ	解体撤去範囲外構関係	「汚水排水管、舗装、路盤材、縁石、・・・高温水配管についても撤去すること」とありますが、掘削・残土処分について、敷地内に汚染土壌は無いと考えてよろしいでしょうか。土壌に関する調査資料等があれば提示願います。	現時点で、敷地内に汚染土壌があることは想定していません。土壌に関する調査資料はありません。
83	296	2	5	3	(2)	ア イ	アスベスト調査 ポリ塩化ビフェニル調査	施工要領や工期の設定をするうえで、入札前にアスベスト及びPCB製品の残置状況を確認する必要があります。公平性を期す点から、現地調査に基づく残置状況を貴組合より入札公告時に提示いただくことは可能でしょうか。また、事業者調査にてアスベスト等が確認された場合、工期と処理費用については協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	建物にかかるアスベストの調査結果は入札公告時に示します。また、事業者調査にて別途、アスベスト等が確認された場合の工期と処理費用については、組合と事業者の協議によるものとします。屋内に設置されているプラント設備や建築設備にかかるアスベストについては、事業者にて調査をお願いします。また、事業者調査にてアスベスト等が確認された場合の工期と処理費用については、ダイオキシン類等対策仮設工事との重複も踏まえて事業者負担とします。PCBについては、事業者にて調査をお願いします。また、事業者調査にてPCBの含有が確認された場合は、組合にて処分するため、組合の指定する場所に移動及び整理することとします。
84	4	3	1	2	(10)		周辺地区活動への協力	「運営事業者は、事業計画地周辺の自治会等が行うイベント等に対し、積極的に協力する。また、月1回程度の定期的な本施設周辺の清掃美化活動を行う」について、以下の事項をご教示願います。  ①現在、自治会等が実施しているイベント等の実施頻度とイベント内容についてご教示願います。また、今後、新たに予定されているイベント等があれば併せてご教示願います。  ②本施設周辺の清掃美化活動とありますが、日時や活動時間、場所(清掃範囲)の実績があればご教示願います。	①住之江工場では、自治会等が実施しているイベント等に参画した事例はありません。しかし、組合の他工場では、周辺の官公庁施設や区役所・市役所と連携して、環境に関するイベントを開催しています。  ②住之江工場では、毎月1回、工場及びグラウンドの周辺を1時間程度かけて定例清掃を行っていました。
85	4	3	1	2	(12)		マニュアル及び計画書等の作成	「緊急対応マニュアル・震災発生時対応マニュアル・環境マネジメントシステム等については、組合他工場の取組みと同様の内容とする」とありますが、これらのマニュアルを開示していただけないでしょうか。	開示します。環境マネジメントシステムは、現在2015年版への移行作業中であり、2004年版の開示となります。また、マニュアルに関しては、内容の改訂や項目の追加及び新たなマニュアルの作成を随時実施していきます。なお、開示方法は、入札公告時に示します。
86	7	3	1	4	(2)		提出書類の変更	「ただし、運営業務期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、運営事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行う。」とありますが、法令変更等、事業者の責めによらない事由で不適合となった場合はこの限りでないことを確認させてください。	「法令変更等、事業者の責めによらない事由で不適合となった場合はこの限りでない」とこととします。
87	7	3	1	2	(14)		保険	「加入する保険の種別等については、組合と協議のうえ決定する」とありますが、当該条件では、入札時の保険料を算定いたしかねますので、入札公告において必要な保険を明示願います。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
88	10	3	2	1	(5)		ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者の選任、保安の維持	本施設の保安規程を作成するにあたって、貴組合他工場の保安規程との統一を図る必要は無いものと考えてよろしいでしょうか。	本組合の保安業務組織に含まれることから、保安規程との統一を図る必要があります。

No.	ページ	編	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
89	17	3	3	14	(3)		公害防止管理値を満足できない場合の復旧作業	水銀の判定方法について、以下の点をご教示願います。 ①測定方法は「大気汚染防止法に定める方法」とありますが、全水銀を対象としたバッチ測定との理解でよろしいでしょうか。 ②測定結果の確認方法、および排出基準を上回る濃度が検出された場合の対応についても、大気汚染防止法に準拠するとの理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。
90	22	3	5	1	(2)		搬入管理	「運営事業者は、組合が実施する搬入物検査(収集車の誘導、検査用機器等の運転操作、搬入物検査後の廃棄物片付けを含む)に協力する」とありますが、搬入物検査を行う時間帯・頻度をご教示願います。	搬入物検査は、受入時間(2:00～12:00 13:00～16:00 17:00～23:00)に実施します。 頻度は、1回の検査に20分程度要することから、1時間あたり2～3回となります。ただし、搬入台数の多い昼間時間帯(9:00～16:00)やごみピット状況の悪化により開門数が減少した時などは、検査ができない場合があります。
91	26	3	9	4			防災訓練の実施	「また、防災訓練等の開催に当たっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議する」について、以下の事項をご教示願います。 ①構成団体とはどのような団体でしょうか。 ②現在運用されている自主防災組織の活動内容と頻度をご教示願います。 ③貴組合で現在作成し、運用されているマニュアル(組織体制・役割等)を現地見学会開催時に公表可能な範囲内で閲覧させて頂くことは可能でしょうか。	①構成団体は大阪市です。住之江工場の周辺地域と連携した防災訓練等の実施を想定しています。 ②大阪市・八尾市・松原市環境施設組合で、平成28年度に実施した自主防災組織の活動内容と頻度は、次のとおりです。 ・平成28年9月 防災訓練(勤務時間中の地震発生を想定) ・平成29年1月 震災訓練(勤務時間外の地震発生を想定) ③開示します。なお、開示方法は、入札公告時に示します。
92	28	3	10	3	(4)		見学者対応	「運営事業者は、行政視察者用のヘルメット、防じんマスク(使い捨て)等の必要な備品を用意する」とありますが、該当する見学者の年間人数及び1回あたりの最大人数の実績をご教示願います。	東淀工場の竣工後3年間(平成22～24年度)における実績は以下のとおりです。  平成22年度 11団体 137名 平成23年度 9団体 62名 平成24年度 13団体 164名  1回あたりの最大人数 40名
93	29	3	10	8	(1)		自動車用電気スタンドの管理	「運営事業者は、自動車用電気スタンドの利用者から、組合が指定する方法で、徴収を代行すること」とありますが、現時点で、貴組合にて想定されている徴収方法がございましたら、ご教示願います。 また、徴収した使用料金の納入方法(当日受け渡し・夜間金庫等)についても併せてご教示願います。	現在、料金の徴収方法については想定していません。徴収した使用料金については、組合の指定する方法により納めることとします。

■要求水準書(案)に対する意見への回答

No.	ページ	編	章	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
1	5	2	1	1	(4)	オ (キ) A	法定資格者の配置	「第2種電気主任技術者」とありますが、本施設では第3種電気主任技術者で対応が可能ですので、必要資格者に関する記載の変更をご検討願います。	要求水準書のとおりとします。
2	8	2	1	2	(4)	イ	ごみ搬入日及び搬入時間	許可業者の搬入は「毎日 24時間」とありますが、許可業者の搬入においては受付・手数料徴取の必要がないため、計量を自動化した場合、許可業者のみが搬入する時間帯(夜間・日曜・祝日)の受付人員を削減できますので、入札公告にて計量の自動化計画の概要を提示頂きたいと思います。	受付・手数料徴取が必要な搬入としては一般臨時搬入のみであり、曜日・時間は、祝日を除く月曜日～土曜日の9:00～11:00と13:00～15:00としています。 自動化の方式やシステム構成については、現在、検討中です。
3	14	2	1	3	(4)		疑義	「特定事業契約後、本施設の設計・建設に関して入札公告で示された要求水準書等に疑義が生じた場合は、組合の解釈とする。」とありますが、事業者選定プロセスにおいて、入札参加者は要求水準等に基づき提案し、貴組合は当該提案が要求水準書等を満足することにつき審査いただいたうえで、契約締結するものと考えます。従いまして、設計・建設において生じた要求水準書等をめぐる疑義や、要求水準書等に定めのない事項については、契約内容(事業者提案書、特定事業契約書、要求水準書)と照らし合わせ、貴組合と事業者で協議し、決定するものとしていただきたくお願いいたします。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
4	39	2	2	2	(2)	ア	計量手続き、荷下ろし作業	「計量の自動化を検討しており、計量手続きが変更になる可能性があるため、それを踏まえて計画すること。」とありますが、計量の自動化を事業者にて提案することもお認めいただけますようご検討のほどお願いいたします。 事業者から提案することにより、運営体制等を含め、より合理的かつ効率的な計量手続きを実現できるものと思慮いたします。	計量の自動化については、その方法やシステム構成、必要な情報等、組合の他の工場と統一する必要があることから、組合からの指示により計画することとします。
5	3	3	1	2	(2)	エ	電話・通信・テレビ	「電話、インターネット配線及びテレビの受信設備の使用に係る一切の費用は運営事業者の負担とする」とありますが、貴組合事務所におけるこれらの設備の使用を事業者で管理するのは困難です。 これらの設備の使用料金(通話料・通信料等)は、貴組合にて負担いただけますよう、費用負担の所掌区分をご検討願います。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
6	7	3	1	2	(13)		疑義	「特定事業契約後、本施設の運営業務に関して入札公告で示された要求水準書等に疑義が生じた場合は、組合の解釈とする。」とありますが、事業者選定プロセスにおいて、入札参加者は要求水準等に基づき提案し、貴組合は当該提案が要求水準書等を満足することにつき審査いただいたうえで、契約締結するものと考えます。従いまして、運営業務において生じた要求水準書等をめぐる疑義や、要求水準書等に定めのない事項については、契約内容(事業者提案書、特定事業契約書、要求水準書)と照らし合わせ、貴組合と事業者で協議し、決定するものとしていただきたくお願いいたします。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。